

# 都型放課後等デイサービス事業の概要

---

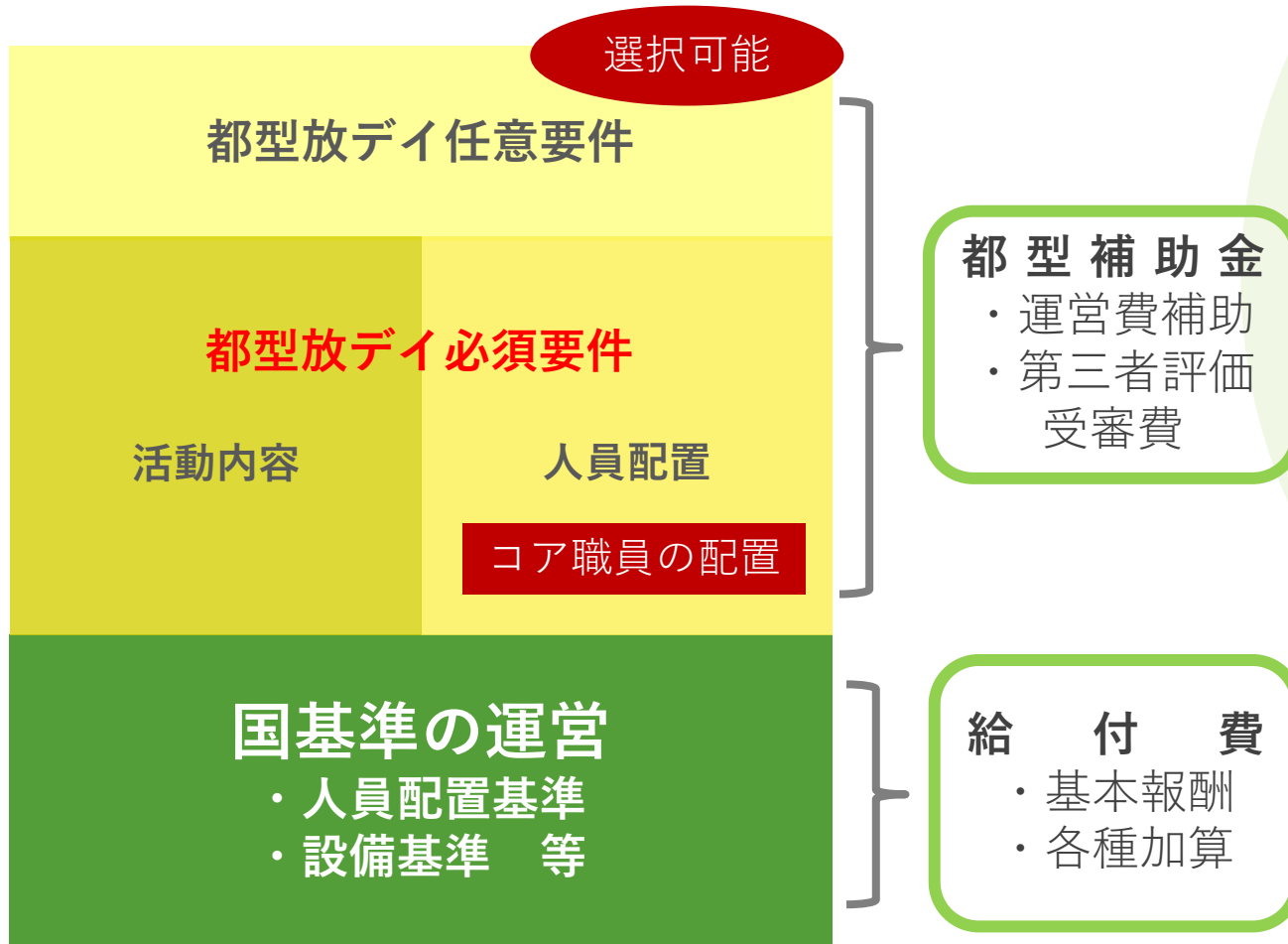
東京都福祉局障害者施策推進部  
療育課

令和8年度版

# 目次

- 都型放課後等デイサービス事業とは
- 補助を受けるための要件
- 運営費補助の類型について
- 補助の対象
- 申請方法とスケジュール

# 都型放課後等デイサービス事業とは



支援を必要とする障害のある子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るため、

保護者と連携し、個々の状態・発達過程・特性等に応じて、多様な活動を通じた発達支援を適切に行う。

(都型放課後等デイサービス事業実施要綱から)

# 補助を受けるための要件①必須要件

- 国ガイドラインを踏まえた様式を使用
- **学校との具体的な連携**
- **四半期ごとの評価**

5領域および4つの基本活動に基づく個別支援計画運用

事業所間  
意見交換  
保護者  
評価

- 質の高いサービス提供や持続的な安定運営のための**意見交換を実施**
- **保護者評価は公表する**

- **コア職員の配置**
- 詳細は別途説明

人員配置

第三者評価  
受審

- **年度内の受審が必要**
- 過去2年度以内に受審している場合は、受審不要

# 補助を受けるための要件②任意要件

## 送迎の体制

- 送迎加算を取得している
- または通所自立支援加算を取得している

## 19時までのサービス提供

- 運営規程で平日の営業時間を19時までと定めている

任意要件の選択および人員配置の状況により、  
運営費補助の額が決まります

# 補助を受けるための要件（人員配置）

## ①国が定める 基準人員の配置

- ・ 管理者、児発管
- ・ 児童指導員又は保育士  
(営業時間を通じて10:2で配置)

## ②児童指導員 等加配加算 取得

- ## ③コア職員の配置
- ・ 児童福祉事業経験  
(資格取得後) 5年以上  
または
  - ・ コア職員に相応しいと、  
別途都が認める者  
(特別支援学校教諭5年以上、  
障害福祉サービス+障害児  
通所支援5年以上 等)

注：専門的支援体制加算を取得できる体制の場合は、届け出の上取得する必要があります。

# 運営費補助の類型について



- 運営費補助：443,200円（月額）

## 都型放デイ任意要件

送迎の実施  
19時までのサービス提供体制

両方実施



## 人員配置

（配置例その①）  
理学療法士等で専門的支援体制加算を取得している。

その上で、**別途**コア職員（資格取得後児童福祉事業5年以上の経験がある職員）を配置している。

（配置例その②）  
**都が認めるコア職員を配置する。**

この場合、コア職員が、児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算の**対象ではない。**

いずれの場合も、児童指導員等加配加算を算定している必要があります。

# 運営費補助の類型について



- 運営費補助：395,200円（月額）

## 都型放デイ任意要件

送迎の実施

or

19時までのサービス提供体制

どちらか  
実施



## 人員配置

（配置例その①）

理学療法士等で専門的支援体制加算を取得している。

その上で、**別途**コア職員（資格取得後児童福祉事業5年以上の経験がある職員）を配置している。

（配置例その②）

**都が認めるコア職員を配置する。**

この場合、コア職員が、児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算の**対象ではない。**

いずれの場合も、児童指導員等加配加算を算定している必要があります。

# 運営費補助の類型について



- 運営費補助：347,200円（月額）

## 都型放デイ任意要件

送迎の実施  
19時までのサービス提供体制

どちらも  
未実施



## 人員配置

（配置例その①）  
理学療法士等で専門的支援体制加算を取得している。

その上で、**別途**コア職員（資格取得後児童福祉事業5年以上の経験がある職員）を配置している。

（配置例その②）  
**都が認めるコア職員を配置する。**

この場合、コア職員が、児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算の**対象ではない。**

いずれの場合も、児童指導員等加配加算を算定している必要があります。

# 運営費補助の類型について



- 運営費補助：167,680円（月額）

## 都型放デイ任意要件

送迎の実施  
19時までのサービス提供体制

両方実施



## 人員配置

（配置例）

児童福祉事業経験5年以上の職員で専門的支援体制加算を取得している。

上記の職員をコア職員として配置する。

児童指導員等加配加算を算定している必要があります。

# 運営費補助の類型について



- 運営費補助：119,680円（月額）

## 都型放デイ任意要件

送迎の実施

or

19時までのサービス提供体制

どちらか  
実施



## 人員配置

（配置例）

児童福祉事業経験5年以上の職員で専門的支援体制加算を取得している。

上記の職員をコア職員として配置する。

児童指導員等加配加算を算定している必要があります。

# 運営費補助の類型について



- 運営費補助：71,680円（月額）

## 都型放デイ任意要件

送迎の実施  
19時までのサービス提供体制

どちらも  
未実施



## 人員配置

（配置例）

児童福祉事業経験5年以上の職員で専門的支援体制加算を取得している。

上記の職員をコア職員として配置する。

児童指導員等加配加算を算定している必要があります。

# 補助の対象

この補助金の交付の対象となる経費は、  
都型放課後等デイサービス事業の実施に要する経費とする。  
(都型放課後等デイサービス事業補助金交付要綱より)

**質の高いサービスの実施を推進するための、  
コア職員および児童発達支援管理責任者の  
人件費は全て補助の対象となります。**

# 申請方法とスケジュール①

郵送またはJグランツより申請が出来ます。

- ① 補助金電子申請システム Jグランツにアクセス

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※令和8年7月1日より受付開始予定

- ② 実施要綱、実施要領、補助金交付要綱、各種様式をダウンロード

- ③ 申請様式を作成後、Jグランツから提出

※Jグランツからの申請にあたっては、「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要です。

申請に関するご相談を個別に受け付けます。

東京都福祉局 障害者施策推進部

療育課 障害児通所支援担当

☎ 03-5320-4380 (直通)

# 申請方法とスケジュール②

郵送またはJグランツより申請が出来ます。

事業開始時期	申請書提出期限 (補助金電子申請システム (Jグランツ)申請の受付日) (郵送の場合、消印有効)	事業開始時期	申請書提出期限 (補助金電子申請システム (Jグランツ)申請の受付日) (郵送の場合、消印有効)
令和8年4月1日	令和8年7月15日	令和8年10月1日	令和8年8月31日
令和8年5月1日		令和8年11月1日	令和8年9月30日
令和8年6月1日		令和8年12月1日	令和8年10月30日
令和8年7月1日		令和9年1月1日	令和8年11月30日
令和8年8月1日		令和9年2月1日	令和8年12月28日
令和8年9月1日		令和8年7月31日	令和9年3月1日

**今年度中に、第三者評価の受審が必要となります。(過去2年度以内に受審した場合を除く)**

# 都型放課後等デイサービス事業の概要

---

東京都福祉局障害者施策推進部  
療育課

令和8年度版